# 鹿嶋市に建設コンサルタント業務等の入札参加資格を申請する方へ

## 1. 社会保険加入の要件化

社会保険等(健康保険,厚生年金保険及び雇用保険のことです)の加入促進のため、平成31・32年度入札参加資格審査申請から、入札参加資格の必要な資格として、社会保険等への加入義務がある業者(加入義務がない業者は除きます\*2)に対して、社会保険等加入を条件\*1としています。

<u>社会保険等に加入義務がある業者で未加入となっている場合は、入札参加資格の登録ができません</u>のでご注意ください。

- \*1)社会保険の加入確認は、申請日時点となります。
- \*2)法令に基づき適用を除外されている場合は社会保険等に加入しているものとみなします。

#### 2. 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

#### 3. 申請受付業種

測量,土木関係コンサル,建築関係コンサル,建築関係コンサル(設備),地質調査,補償コンサル,不動産鑑定,土地家屋調査,計量証明(振動),計量証明(騒音),計量証明(濃度),司法書士の12種類となります。その他,各業種に部門別がある場合は希望部門を入力してください。

## 4. 名簿の有効期間 ・・・・・ 2年間(令和7・8年度)

令和9年3月31日まで(有効期間の始期については、「令和7・8年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4入札参加資格者名簿の登載期間」を参照)

#### 5. 名簿の公表方法等

申請にかかる有資格者は、市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿の登録をもって確定し、その名簿は閲覧(鹿嶋市 総務課契約検査室)及びインターネット(鹿嶋市ホームページ)で公表します。

郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

#### 6. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

## 7. 個別書類について

書 類 名	備考
1. 個別書類チェック表(必須)	個別書類の表紙とすること。
	業者名を記入し、添付書類確認欄に○印をつけること。
	下記2の営業証明書がない場合でも提出すること。
2. 営業証明書*	市内に支店・営業所等がある場合のみ添付すること。
(市内支店・営業所等の営業証明書書)	(申請日より3か月以内に発行のもの)

※ 鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお、市内本店の場合は、他の書類で確認 できますので、提出は不要です。

# 8. お問い合せ先

鹿嶋市総務部総務課 契約検査室

電 話 0299-82-2911 (内線229, 234)

FAX 0299-82-2934